



ちょっとした気づきと工夫で、ゆったり のんびり生活を～心理学から～

★障害福祉課 ☎ 201125

私たちは、何か困ったことにぶつかった時、心配や不安な気持ちになります。そうしたものの見方や受け取り方に気づき、心のストレスを軽くしていく考え方や行動の仕方を学んでみませんか。

- 日時 11月11日(土) 午後1時30分～3時30分
受付開始 午後1時
- 会場 本庄早稲田国際リサーチパーク3階レクチャールーム
- 講師 庄野 伸幸 氏(埼玉医科大学病院 臨床心理士)
- 対象 市内在住者
- 定員 50人(先着順)
- 申込 10月12日(木)から電話又は直接障害福祉課(市役所1階)へ

健康づくり講演会「よい眠り・眠りの重要性について」

★本庄市保健センター ☎ 20003

☎ はにぼんチャレンジ対象事業

私たちの心身の健康に深く関わる睡眠について専門の先生からお話を聞けるチャンスです。この機会に、ご自身やご家族の健康づくりのために睡眠について考えてみませんか。

- 日時 11月27日(月) 午前10時～11時30分
受付開始 午前9時30分～
- 会場 早稲田リサーチパーク3階 レクチャールーム
- 講師 平岡 敏明 先生(群馬大学大学院医学系研究科助教)
- 対象 市内在住者
- 定員 100人(先着順)
- 費用 無料
- 用意 筆記用具
- 申込 10月10日(火)から電話又は直接保健センターへ
※駐車場に限りがあるため乗り合わせでおこしください。

高齢者インフルエンザ予防接種を実施

★本庄市保健センター ☎ 20003


対象者には、9月末に予診票を郵送しました。接種を希望する人は、予診票を持参のうえ、同封した通知に記載の契約医療機関で接種を受けてください。なお、対象者で予診票が届いていない場合は、本庄市保健センターへお問い合わせください。

- 対象
 - 65歳以上の人(昭和27年12月31日以前に生まれた人)
※これから65歳になる人は、65歳の誕生日を過ぎてから接種を受けてください。
 - 60歳以上65歳未満の人(昭和28年1月1日から昭和32年12月31日までに生まれた人)で、心臓・じん臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に一定の障害を有する人
- 接種期間 2月28日(木)まで
- 自己負担 1,000円
※生活保護世帯、中国残留邦人等支援受給者、東日本大震災の被災者は無料。
- 接種回数 期間中1回のみ

- 児玉郡市内の契約医療機関で受けられない場合
10月20日(金)から1月31日(水)までの期間は、「埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ接種協力医」であれば接種できます。接種協力医については、かかりつけ医又は本庄市保健センターへお問い合わせください。
※対象者へ通知した相互乗り入れの期間は12月25日まででしたが、上記のとおり変更になりました。

インフルエンザが疑われる場合は

急に38℃以上の熱が出て、咳やのどの痛み、全身の倦怠感を伴うなどインフルエンザが疑われる場合は、早めに医療機関(内科)を受診しましょう。特に高齢者は、肺炎や脳症などの合併症が現れるなど、重症化する可能性があります。



子育て支援のお知らせ



第10回 楽しいイベント盛りだくさん! 子育てフェスティバル

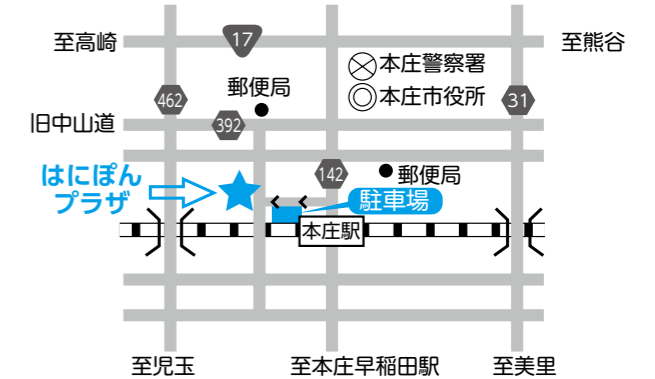


0歳の赤ちゃんから小学生までのお子さんと保護者で、思いっきり遊びましょう。

当日は、中学生・高校生・大学生や地域のみなさんのボランティアスタッフがお待ちしています。

- 日時 11月12日(日) 午後1時～4時
- 会場 はにぼんプラザ
- 内容
 - 手作りおもちゃワークショップ
 - 子ども科学実験教室
 - 絵本、折り紙コーナー
 - 昔遊び、プレイコーナーほか
- 費用 無料

※駐車場は、下記地図の駐車場又ははにぼんプラザをご利用ください。



★NPO法人本庄子育てネット・田邊
☎ 080-5466-5735

3人以上お子さんのいる多子世帯の子育て負担を軽減

3キュー子育てチケットを配布

★3キュー子育てチケット事務局 ☎ 0570-043-344

県では、子育てサービス等に利用できるチケットを配布しています。チケットは現在申請受付中です。

- 対象 平成29年4月1日以降に第3子以降の子どもが生まれた世帯
- 金額 3年間で5万円分(1、2年目は2万円、3年目は1万円)
- 申請方法 申請書を上記事務局に提出するとチケットが届きます。申請書は、県ホームページ(3キュー子育てチケットのお知らせ)からダウンロード、又は市町村窓口にあります。
- 利用できるサービス 放課後児童クラブ、一時預かり等
- 利用方法 子育てサービス等を利用した際に、チケット又は現金による支払
※あらかじめ登録された事業者では、チケットによる支払ができません(利用できる事業者は、上記の県ホームページで紹介しています)。
※現金で支払った場合は、換金の際に領収書が必要です。



利用方法

